



権力弾圧による議員資格剥奪反対！

井筒議員を救援する会ニユース

2010・3
3月号
No.3

発行
井筒議員を救援する
会 代表中西ともし子
連絡先
加古川市尾上町口里
814-65
TEL079-425-4589
FAX079-425-4589

井筒裁判は、神戸地 裁刑事2部（佐野哲生 裁判長）に移ります

「文書違反」の神戸簡易裁判が昨年12月9日に開かれて以来、弁護士によつて裁判官・弁護士・検事合議が続いています。1月19日に開かれた合議では、井筒元高砂市議とは分離して神戸地裁への分離が決まりました。

「東播磨2市議文書弾圧事件」の一方の被告の井筒裁判は、神戸簡易裁判所で着々と進み、最終陳述を3月10日に控えるまでになっています。井筒裁判は、昨年12月9日、神戸簡易裁判所、101号法廷（白井裁判長）で、井筒加古川市議は、公選法に違反する文書とは認識をしていないと主張。丹治初彦弁護士は検察提出の供述証拠の一部を不同意として、争う立場を表明しました。今後の井筒裁判は神戸地裁刑事2

部（佐野哲生裁判長）に移ります。

麻田主任弁護士と救援会事務局との会談では、「井筒さんの行為は、公選法違反に該当しない」「公民権停止は不当」、さらに憲法違反を争うに適した憲法学者の証言と選挙期間中の「政見広報」の事例の紹介が必要との論議となりました。

新しい支援者迎えて、 第3回救援会。共同して 裁判支援を申し合せ

2月18日には、井筒議員を救援する会の例会が梅田で開かれました。この例会には呼びかけ人の皆さんに加えて、国民救援会兵庫県本部の2名の方の参加を得て9名で開催。一段と層の広がりとなる救援会議となりました。

席上。呼びかけ人の多くの皆さんが、国民救援会の「井筒救援運動」参加を歓迎する発言が続きました。この場でお二人にも救援会に加わっていただきました。新たな参加者を

迎えて、改めて本会の趣旨が説明されました。

「『文書違反』コジつけ逮捕で公民権停止5年の略式命令、議員資格剥奪に反対する。

実質9年も加古川市議会からの追放に抗議します。『違反文書』は違法ではないと無実を晴らします。公選法の文書頒布制限は憲法違反です。同時に多くの支援者が不当に取調べられ、人権を奪われた名誉を回復する裁判でもあります。」

市民Bさんは「まるで犯人のように取り調べられ、夕飯時に、おびえる子ども前から強制的に連行された22日も長期拘留と不当な取調べをうけました。釈放されても尚、未だに名誉が回復されていません」「取調べでは、Bさんの発言が取り上げられず、不本意な『供述』が警察に有利なように出来上がりしました」「文書違反と関係ない子供の預金通帳が未だ返してもらえませんか」と訴えられました。

市民派議員が最初に救援に立ち上がった井筒救援運動は、組合や救援会など大衆団体にも広がり、井筒議員と市民を逮捕した「東播磨2市議文書弾圧事件」の救援運動は、立場を超えて、支援の輪を拡げています。

2月20日、日本国民救援会の会合に井筒市議が参加、不当逮捕を訴える機会をいただきました。

社会的に重要な裁判

皆さんからは、多くの救援に携わっていますが、09年夏の総選挙で井筒たかお加古川市議が、支持者に「公選法違反の文書」を郵送したとして、逮捕・起訴されたニュースに接し、強い憤りを感じていました。今回、直接「文書」や話を聞き、無実だと思えます。

国民救援会は、党派、立場を超えて、えん罪事件などの救援活動をしています。

「公共の福祉論」を盾にした公選法の違法な選挙制限で逮捕・起訴したことは、表現の自由を保障する憲法及び自由な選挙活動を保障する国際人権規約に違反。

今後、社会的に重要な裁判ととらえ支援していただくことになりました。

又神戸地裁への申し入れ書面『井筒たかお加古川市議の公選法裁判は憲法・国際人権規約にもとづき公訴棄却を求める要請決議（案）』をいただきました。救援運動の発展を願います。（事務局）

△事実経過▽

2009年

- ・ 8 / 30 : 衆院選で自公大敗北！
- 井筒議員ら応援の兵庫10区 民主党・岡田やすひろ氏、兵庫8区新党日本・田中康夫氏、大阪10区社民党・辻元清美氏ら当選！
- ・ 9 / 11 : 井筒高砂市議と高砂市民1人、加古川市民1人逮捕。井筒議員に捜索
- ・ 9 / 17 : 井筒議員逮捕
- ・ 10 / 2 : 9 / 11逮捕の3人釈放
- 井筒議員は略式裁判で罰金50万円、公民権停止5年
- 2市民「処分保留」で釈放
- ・ 10 / 5 : 井筒議員、高砂市議会で辞職申し出。受理。
- ・ 10 / 8 : 井筒議員釈放、略式裁判で罰金50万円、公民権停止5年
- ・ 10 / 16 : 井筒議員、本訴へ
- ・ 10 / 22 : 井筒議員、本訴へ
- ・ 11 / 26 : 加古川市議会で井筒議員に辞職勧告決議
- ・ 11 / 26 : 井筒議員、「辞職せず」と記者会見
- ・ 12 / 9 : 神戸簡裁で初公判

△井筒さん裁判傍聴記▽

「巻き添え逮捕」の市民 (B)

4月以降には、井筒裁判が始まるのではと予想される中、すでに概ね進んでいる井筒裁判を傍聴してきました。井筒裁判を含め、私自身の名誉と人権にも関わる重要な裁判です。

1月29日、第2回公判は、10時から。井筒さん側から3人の証人が出てきました。証人(支援者・議会関係者・家族)からは、立派な議員活動をしており高砂市には必要な議員、幼子を抱えて失業は、酷い。5年の公民権停止は、実質9年選挙に出る事が出来ない、5年は長すぎる、と主張。そして700人分の請願書(証人・本人が情状を訴えている内容とはほぼ同様)を裁判官に提出していました。

2月17日、第3回公判が13:30に開かれました。今回は、井筒さん本人が証言に立ちました。弁護士の質問に答えながら、情状が訴えられました。一方検事の反対尋問では、罪を犯したものは、罰則を受けなければならぬと強調されました。「違法文書」の郵送作業の時に、投票依頼の口裏あわせが行われていたのではと追求されていましたが、まっ

たく行っていないのが真実です。

さらに参考人(後援者)の「井筒文書は違法文書とどなった」との供述調書が示され、怒鳴られたのに、なぜ「違法文書」の作成・発送を止めな



刑事2部が入る神戸地方裁判所

かったのかと追求されました。これには、流石に、参考人供述に日付の誤解があり、投票後の事であると、訂正の証言がありました。しかし、「結果的には違法であったと承知」で郵送した事の反省の言葉には、「違法な文書ではない」との井筒裁判の前途には厳しい証言だと感じました。市民を巻き込んでしまっただけ、市を巻き込んでしまっただけ、朝・昼・晩の長期の勾留や取調べ、警察の圧力など思い出して、強い気持ちで真実に向き合っていて欲しいです。

3月10日公判報告は、次号に。

「井筒市議を救援する会」の賛同人・会員になってください！

会費 年間個人1口 1000円 団体2口(以上)
郵便振替口座 00930-9-232588 口座名 井筒議員を救援する会

【呼びかけ人】木村真・砂川次郎・戸田ひさよし・中西智子・牧野直子・光城敏雄・村田英雄

【連絡先】 〒675-0022 兵庫県加古川市尾上町口里814-65 井筒議員を救援する会

TEL 079-425-4589 FAX 079-425-4589 <http://blog.goo.ne.jp/izutukyuen>